

2024年度上半期 保険金・給付金のお支払件数、お支払非該当件数およびその内訳

2024年度上半期の保険金・給付金のお支払件数、お支払非該当件数およびその内訳をお知らせいたします。

1. 保険金・給付金のお支払件数、お支払非該当件数および内訳（2024年度上半期）

(単位：件)

	保険金					給付金						合計
	死亡 保険金	災害 保険金	高度障害 保険金	その他	合計	死亡 給付金	入院 給付金	手術 給付金	障害 給付金	その他	合計	
お支払件数合計	360	0	16	13	389	35	19,185	14,997	7	12,303	46,527	46,916
支払事由に非該当	0	0	11	0	11	0	281	1,523	0	314	2,118	2,129
免責事由に該当	12	0	0	0	12	0	5	3	0	4	12	24
告知義務違反による解除	19	0	0	0	19	0	123	108	0	109	340	359
詐欺による取消・無効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不法取得目的による無効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重大事由による解除	0	0	0	0	0	0	31	7	0	32	70	70
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
お支払非該当件数合計	31	0	11	0	42	0	440	1,641	0	459	2,540	2,582

※ 生命保険協会にて策定した基準に則ってお支払件数、お支払非該当件数を計上しております。

※ 上表におけるお支払非該当理由のご説明は下表のとおりです。

2. 用語解説

お支払非該当事由	内容
支払事由に非該当	約款では、保険金・給付金ごとにお支払いする事由を定めております。 ご請求いただいた内容がこの事由に該当しない場合、保険金・給付金のお支払いはできません。
免責事由に該当	約款では、保険金・給付金ごとにお支払いできない事由を定めております。ご請求いただいた内容がこの事由に該当する場合、保険金・給付金のお支払いはできません。 例) ・ご加入後、約款に定める所定の年数以内の被保険者の自殺に対し、死亡保険金を請求された場合 ・保険契約者・死亡保険金受取人の故意による被保険者の死亡に対し、死亡保険金を請求された場合
告知義務違反による解除	ご契約の際に、保険契約者や被保険者の故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、保険契約または特約を解除することがあります。 この場合、保険金・給付金のお支払いはできず、保険契約者に解約払戻金をお支払いします。
詐欺による取消・無効	ご契約の際に、保険契約者、被保険者または保険金・給付金の受取人の詐欺行為があった場合、保険契約または特約を取消（無効）とすることがあります。 この場合、保険金・給付金のお支払いはできず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
不法取得目的による無効	保険契約者が保険金・給付金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的で保険契約にご加入された場合、保険契約または特約は無効となります。 この場合、保険金・給付金のお支払いはできず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
重大事由による解除	保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたり、保険金・給付金のご請求に際して診断書偽造等の行為があった場合等に、保険契約または特約を解除することがあります。 この場合、保険金・給付金のお支払いはできず、保険契約者に解約払戻金をお支払いします。